

古紙偽装問題を考えると...

PART 2

古紙偽装を受けたコピー用紙のグリーン購入の新しい判断基準案が示されました。

製紙メーカーの古紙配合率 100%用紙の供給可能量は年間 5~6 万トンで、自治体や民間を含めた国内全体のグリーン購入需要（年間約 30 万トン程度）を満たせていません。

そこで、品薄状態に配慮して、新しい判断基準案では、古紙に加え、森林認証材、間伐材、未利用材等、環境に配慮した原料についても限定的に利用することができることとし、さらに、環境配慮の指標である白色度及び坪量（紙の単位面積当たりの重量）を加えた総合評価指標を導入するというものです。古紙配合率は 70%~100%の範囲とし、配合率 70%で 50 点、100%で 80 点の評価点が与えられます。これに森林認証材パルプ及び間伐材パルプの合計配合割合（最高 30 点）、白色度（漂白が少ない）（最高 15 点）などの評価点を加えた合計点が 80 点を上回れば対象製品として認められることとなります。

1993 年から活動している古紙問題市民行動ネットワーク（日本消費者連盟に事務局）は、5 月 16 日に「持続可能な紙の生産・消費に関する NGO 共同提言」を行っています。

第一部：偽装事件への対応に対する提言（略）

第二部：紙の生産・消費についての提言

《3》国は温暖化対策、循環型社会形成のために、わが国全体の紙の消費の総量削減を環境行政として真剣に進めるべきである。リサイクルや新規資源の環境配慮基準だけを議論せず、まず、徹底した紙の消費削減を進めなければならない。

《4》グリーン購入法などの紙の購入基準について、紙の消費量削減を明確に規定した上で、引き続き古紙の利用を最大限行うべきである。バージンパルプの利用にあたっては、国内産材を優先し、合法性証明を取得していると同時に、製材・合板工場からの端材、建築廃材、人工林からの間伐材や林地残材の「廃残材・間伐材原料を使用したバージンパルプ」を対象とする。コピー用紙の白色度は、65%以下とし、他の用紙の指標とする。

《5》古紙配合率など法の求める実績確認は調達者である国の責任で実施すべきである。調査の結果、違反が見られた際には業者に指導するとともに速やかに公表し、悪質な場合、偽装を行った企業の法的責任を速やかに問えるよう同法および関連法を整備することが必要である。また、今後、製造・販売する再生紙で偽装が行われないようにするためには、古紙・バージン原料の投入量に関する情報を、製品、工場、会社単位で公開させることが必要である。

詳しくは古紙ネット <http://homepage2.nifty.com/koshi-net/> の参照を

新たな判断基準案は、おおむねこの提言に沿っていますが、白色度は 75%（程度）を下回るところから加点するなど、提言よりも甘いものになっています。尚、最終的な取りまとめにあたってパブリックコメント意見募集も行われました。（環境省ホームページパブリックコメント募集の欄参照）